

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成30年6月14日（平成30年（行情）諮問第259号）

答申日：平成31年2月20日（平成30年度（行情）答申第429号）

事件名：経済産業大臣と特定団体会長等の会談に係る文書の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日に行われた経済産業大臣と特定団体会長（いずれも当時）等との会談（以下「本国会談」という。）の議事録や議事メモなど一切の資料」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月9日付け20180410公開資第1号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

当該不開示決定通知書の「不開示とした理由」には、「（当該）会談の議事録や議事メモは作成していないため」とあった。しかし、経済産業大臣と特定業界のトップが集まった会合の議事録のようなメモを作っていないのは、にわかに信じられない。事実、この会合後、経済産業省は発言の説明を記者らにしており、「ない」というのはあり得ない。については改めて当該記録を調査し、開示するよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、法9条2項の規定に基づき、平成30年5月9日付け20180410公開資第1号をもって、本件対象文書不存在を理由とした原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書について、作成していないため、これを不開示とする決定を行った。

3 審査請求人の主張についての検討

(1) 処分庁において、本件会談の実施の有無について確認したところ、本件会談が実施されたことを確認した。

(2) 処分庁において、資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課の担当者に対し、本件会談内容の記録の作成、取得又は保有の事実を確認したところ、本件会談について議事録及びこれに類するものの作成、取得又は保有は行われていないことを確認した。よって、原処分は妥当である。

なお、資源エネルギー庁が、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）の趣旨を踏まえて制定した資源エネルギー庁行政文書管理規則（平成23.03.31資庁第3号。以下「文書管理規則」という。）によれば、本件会談は、議事録の作成が必要な会議に該当しないため、公文書管理法及び文書管理規則には違反していない。

また、審査請求人が審査請求の理由に挙げている「本件会談に関する、経産省側からの説明」というのはぶら下がり会見等を指すと推察される。ところ、ぶら下がり会見実施の有無は、議事録作成の有無には関係がない。

4 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年6月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成31年1月22日 | 審議 |
| ④ | 同年2月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年月日に行われた経済産業大臣と特定団体会長（いずれも当時）等との会談（本件会談）の議事録や議事メモなど一切の資料」である。

審査請求人は、改めて本件会談の記録の有無を調査し、開示するよう求めており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件会談は、特定年月日に行われ、経済産業大臣と特定業界の複数の法人の経営陣との間で意見交換が行われた。

イ 本件会談は意見交換にすぎず、当該意見交換によって、資源エネルギー庁として政策的な意思決定を行ったという事実はなく、公文書管理法4条に基づく文書の作成義務はないものと判断した。さらに、資源エネルギー庁が、公文書管理法の趣旨を踏まえて制定した文書管理規則11条において、別表第1に掲げられた業務については、文書を作成するものと規定されているが、本件会談は、当該別表第1で規定されている「業務の区分」欄に該当するものがなく、文書を作成するものには当たらないと判断したものである。

ウ また、本件会談の議題が本件会談に出席した各法人の経営に直結する問題であったことに鑑み、当該会談中にメモ等の作成は行っていない。

エ 特定年月日の前日に行われた閣議後記者会見において、経済産業大臣が本件会談に係る質疑への応答を行ったが、当該質疑応答のためのメモ等は作成していない。また、特定年月日の2日後に行われた閣議後記者会見において、別の質疑への応答の中で、経済産業大臣が特定業界の複数の法人の代表に会ったことに言及しているが、本件会談に係る質疑応答はなく、当該質疑応答のためのメモ等は作成していない。

なお、審査請求人は、本件会談後、「経済産業省は発言の説明を記者らにし」と主張するが、当該説明を行ったとされる職員が具体的に誰のことを指しているのかは不明であり、当該説明に係る事実関係及び当該説明のためのメモ等の存在は確認できなかった。

オ 本件審査請求を受け、念のため、資源エネルギー庁の関係部署において書架・書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から公文書管理法、文書管理規則並びに特定年月日の前日及び2日後にそれぞれ行われた閣議後記者会見の記録概要の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)イ及びエの諮問庁の説明のとおりであると認められ、上記(1)ウの事情に鑑みれば、本件対象文書は作成も保有もしていない旨の上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、資源エネルギー庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、資源エネルギー庁において本件対象文書を保

有しているとは認められず，妥当であると判断した。
(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久